

## ヤングケアラーの早期発見に向けた取組みについて

「ヤングケアラー」とは、

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている  
こどものこと  
「こども家庭庁 HP」より

### ◇ 基本姿勢

「ヤングケアラー」については、重大な社会的課題として捉え、児童虐待への対応と同様に「早期発見」と「関係機関への迅速な報告と適切な連携」を学校の果たすべき役割として取り組んでいる。

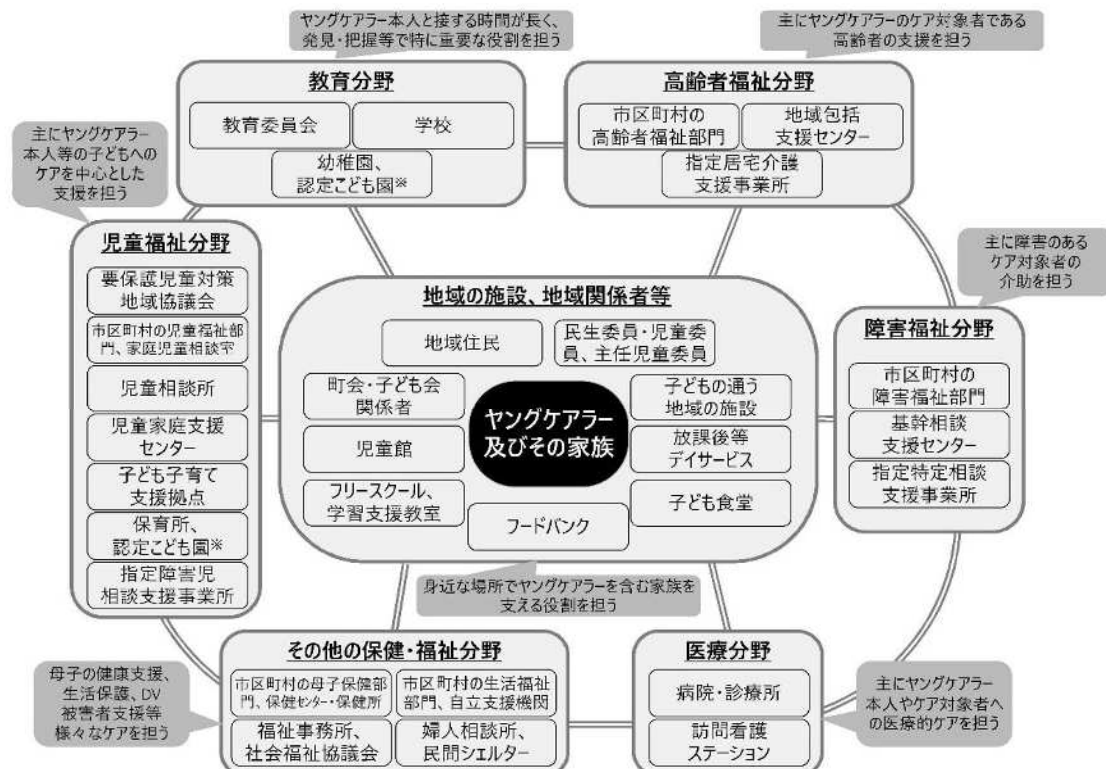
#### 「児童虐待」に関する 学校（教職員）の役割・責務

- ・ 児童虐待の早期発見
- ・ 児童虐待に係る国及び地方公共団体の施策に協力  
「児童虐待の防止等に関する法律 第五条（児童虐待の早期発見等）」より

#### 「ヤングケアラー」に関する 学校（教職員）の役割・責務

早期発見 ・ 関係機関への接続 ・ 正しい認識・理解

### ◇ ヤングケアラー及びその家族を支える関係機関



\*認定こども園は4類型あり、類型によって関係する分野が異なる 「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン」厚生労働省

## ◇ 実態把握に向けた取組み

### (1) 「ヤングケアラー疑いに関するアンケート」の実施

- [対 象] 小学校：6年 中学校：1・2・3年 高等学校：1・2・3年  
[実施時期] 年1回（9月）  
[内 容] 生活に関するアンケート Q7～Q14

#### 【調査の流れ】

##### 〈ヤングケアラー疑い①〉

- \* アンケートにおいて、
- ・ 1週間に、4日以上お世話をしている
  - ・ 1日に、1時間以上お世話をしている
  - ・ お世話をしているために、やりたいけどできないことがある

と回答した児童生徒を抽出



##### 〈ヤングケアラー疑い②〉

- \* ①での抽出児童生徒に、個別面談を実施（お世話の内容・頻度・心理状態の確認）



##### 〈ヤングケアラー疑い③〉

- \* ②での抽出児童生徒について、校内検討会議にて「アセスメントシート」を用いた検証を行い、該当か否かを判断



各区子ども家庭相談コーナー と 生徒指導課 に

“ヤングケアラー疑い事案”として報告

- \* 報告後は、子ども家庭相談コーナー、ヤングケアラー相談窓口と連携し、解消に向けて対応

### (2) 日常の観察・面談による実態把握

- [対 象] 小学校・中学校・高等学校：全児童生徒  
[実施時期] 通年（随時）  
[内 容] 日常の様相観察・教育相談による変化の把握

#### 【実態把握の流れ】

##### ① 日常生活における児童生徒の様子（変化）を観察

[出席状況・登校時間・学習態度・課題提出状況・服装の乱れ等]



- ② ①で変化の見られる児童生徒に個別面談を実施  
 [生活全般における悩みや不安がないかを確認]



- ③ ②での聴き取り内容をもとに、校内検討会議にて「アセスメントシート」を用いた検証を行い、該当か否かを判断



**各区子ども家庭相談コーナー と 生徒指導課 に  
 “ヤングケアラー疑い事案”として報告**

\* 報告後は、子ども家庭相談コーナー、ヤングケアラー相談窓口と連携し、解消に向けて対応

◇ **正しい理解に向けた取組み**

〈教職員を対象とした研修 [R5年度実施分]〉

研修名	対 象	実施月	テーマ（講師等）
人権教育 管理職研修会①	管理職	R 5. 5	・子どもの権利について (福岡県弁護士会 子どもの権利委員会 弁護士)
人権教育 管理職研修会②	管理職	R 5. 6	・ヤングケアラー相談支援窓口との連携について (相談支援窓口コーディネーター)
ヤングケアラー 支援者研修会	管理職 児童虐待担当者	R 5.1 0	・北九州市におけるヤングケアラー支援について (相談支援窓口コーディネーター) ・ヤングケアラーを支えるための協働的支援 (北九州市立大学地域創生学群 准教授)
生徒指導主事 ・主任会議①	生徒指導主事・主任	R 5. 4	・ヤングケアラー相談支援窓口との連携について (相談支援窓口コーディネーター)
生徒指導主事 ・主任会議②	生徒指導主事・主任	R 5. 8	・子どもの権利から見た支援の在り方 (福岡県弁護士会 弁護士*本市スクールロイヤー)

\* 研修動画については、教職員専用サイト「きたQせんせいチャンネル」にてオンデマンド配信

《添付資料一覧》

- |                                   |          |
|-----------------------------------|----------|
| 【資料1】 ヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントについて  | [子ども家庭局] |
| 【資料2】 ヤングケアラーの早期発見のためのアセスメントシート   | [子ども家庭局] |
| 【資料3】 モモマルくんと考えよう～ヤングケアラーって知ってる？～ | [保健福祉局]  |
| 【資料4】 人権を考える5分間のラジオ番組『明日への伝言板』    | [保健福祉局]  |
| 【資料5】 生活アンケート（ヤングケアラー実態把握）        | [教育委員会]  |

## ヤングケアラーの早期発見のための アセスメントについて

(参考：厚生労働省「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握  
に関するガイドライン」(案))

令和4年9月 改訂 vol.3

子育て支援課

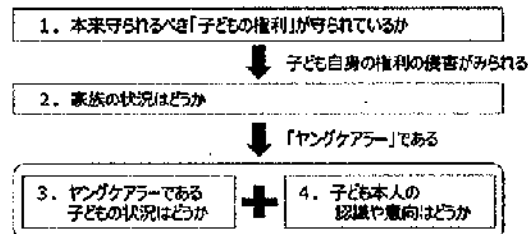
## 1 アセスメントの視点

- 「子ども自身の権利が侵害されていないか」「どのような権利が侵害されているか」を確認し、そのうえで、その権利侵害の理由が「ヤングケアラー」であるかを確認していきます。
- ヤングケアラーへの支援は、「子ども自身と問題やニーズ（必要としていること）を共有し、どうしていくかを一緒に考え、解決していく」ものであり、そこが「命の確保が最優先」である被虐待児への対応と大きく異なる点です。そのため、家族の状況や家族の中での子どもの役割や様子だけでなく、「子ども自身がこの状況をどう思っているか」「どうしたいと思っているか」といった子どもの想いや希望もきちんと把握し、アセスメントの視点に位置付けることが重要です。

## 2 アセスメントの流れ

- アセスメントは、次の4つの視点で順に確認していきます。

### 【アセスメントの流れ】



### (1) 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか

～子ども自身の権利が侵害されていないか～

- ◆ 守られるべき子どもの権利として、「健康に生きる権利」「教育を受ける権利」「子どもらしく過ごせる権利」が侵害されている可能性がないかを確認します。
- ◆ これらの項目は、ヤングケアラーの子どもにみられやすい特徴です。該当する項目がある場合には、「ヤングケアラー」という視点で改めて子どもや家庭の状況を確認してください。なお、「★」が付いている項目はヤングケアラーである可能性が高い特徴です。
- ◆ なお、項目の中に「多く」「よく」などの表現を使用していますが、その頻度が「支援を必要とする状態か」は、子どもの状況により異なります。まずはそのような子どもの様子があるかを確認した上で、その頻度や状況等を踏まえ、支援の必要性を判断することが必要です。

### (2) 家族の状況はどうか

～権利を侵害されている可能性のある子どもは「ヤングケアラー」か～

- ◆ (1)において、子ども自身の権利の侵害が見られる場合には、「家族の構成（同居している家族）」「サポートが必要な家族の有無とその状況」、そして「子どもが行っている家族等へのサポートの内容」の3点について確認し、ヤングケアラーかど

うかを判断します。

- ◆ また、入浴介助や排せつの介助、ケアを必要とする人の体を持ち上げるなどの身体的介護、ケアの相手の生命にかかわるケアや感情面のサポートなどは子どもにとって身体的・精神的な負担が大きく、子どもが行うには「不適切なケア」と考えられ、支援の緊急度は高いと考えられます。そのため、子どもが行っているサポートの内容については、具体的な状況を確認する必要があります。
- ◆ なお、サポートが必要な家族が「特にいない」、子どもが行っている家族等へのサポートの内容が「特にしていない」という場合には、「ヤングケアラー」とはいえませんが、「ヤングケアラー」ではないというだけで、子どもの権利侵害がみられる場合には、その要因を確認し、必要な支援につなげる必要があります。

### (3) ヤングケアラーである子どもの状況はどうか

～子どもがサポートしている相手や時間はどうか

- ◆ 「ヤングケアラーである」ことが確認された場合には、どのような支援が必要かを検討するために、「子どもがサポートしている相手」と「子ども自身がサポートに費やしている時間」を確認します。子どもが自身の能力で対応できる、責任のそれほど重くないサポートを行っている場合でも、サポートをするのに費やす時間の長さによっては子どもの生活が制限される「過度なケア」となっていることがあります。
- ◆ また、公的サービスの利用が必要か、どの程度必要かなどを検討するために、家庭内において「家事や家族の世話」を担える人がいるか、担う内容を増やせる余地があるかを確認します。

### (4) 子ども本人の認識や意向はどうか

～子ども自身がどう感じているか、どうしたいと思っているか～

- ◆ ヤングケアラーへの支援においては、子どもにとってどのような状況が望ましいのかについて、子どもと一緒に考え、子ども自身の理解・納得を得ながら支援につなげていくことが重要です。
- ◆ 子ども自身がヤングケアラーであることを認識していない、子ども自身が家族のケアにやりがいを感じている、などのケースもあります。そこで、客観的な立場から子どもの様子・状況を確認した上で、「子ども自身が『ヤングケアラー』であることを認識しているか」、「子ども本人がどうしたいと思っているか（想い・希望）」といった、子ども自身が今の状況をどう思っているのか、どうしたいのか等を把握します。
- ◆ また、子どものメンタル面での状況を踏まえ、必要な支援が行えるよう「家族の状況やサポートしていることについて、誰かに話せているか」、「子ども本人が相談できる、理解してくれると思える相手がいるか」を確認してください。

### 3 アセスメントシートの使い方

#### (1) 既存のツールと併用して活用する

本アセスメントシートは、「子どもの状況を確認するためのアセスメントシート」という位置づけです。要対協でケース検討をする際は、状況に応じて、在宅支援アセスメント・プランニングシート等と併用してください。

#### (2) 「子どもへの支援の必要性」を確認するためのツール

- ◆ 虐待を受けているリスクが高く、一時保護等の必要性が高いケースにおいては、子どもの生命の安全確保が最優先となりますが、子どもへの支援を検討する上で、子ども自身の意見や状況を確認することは不可欠です。
- ◆ 要保護、要支援等に関係なく、すべての子どもについて、子どもに対する支援の必要性の確認が行われることが求められています。

#### (3) 必要に応じ、関係機関等から再度情報収集を行う

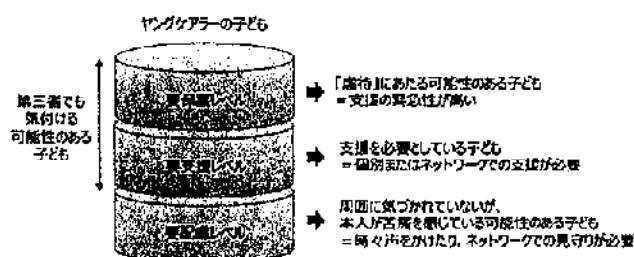
- ◆ 最初のケース会議の段階で、本アセスメントシートの項目すべてを確認することが難しいと推察されます。その場合には、学校を始めとして関係機関等から必要な情報を再収集の上再びアセスメントを行ってください。

### 4 アセスメントの結果に基づく支援の必要性の判断と支援方針の検討

- アセスメントの結果、子どもの権利侵害がみられる場合には、その状況を改善し子ども自身の権利を回復するための支援が必要となります。
- 子どものどのような権利が侵害されているか、それをどのような状況に変えていくかについて、子どもの置かれている状況や子どもの意向・希望を踏まえて一緒に考え、支援の方針を確認します。
- また、権利が侵害されていたことによる子ども自身への影響についても確認し、子どもに対する支援の必要性についても検討する必要があります。

#### 【支援の必要性・緊急性の判断】

出典：厚生労働省「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン」



- ヤングケアラーは、「本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」です。そのため、子どもが担っている家事や家族の世話を代わりにやってくれる大人やサービスにつなげ、子どもが不適切なケアを担うことを防止し、家事や家族の世話を行っている時間を減らすことが主な選択肢の1つになります。
- つまり、ヤングケアラーへの支援は、子どもの権利を回復するための支援ではありませんが、「本来担うべき大人が担えていない」ことが課題であるため、家事援助サービスや訪問看護といった高齢福祉や障がい福祉などのサービスにつないでいくことが必要であり、児童福祉に限定されない多様な機関との連携が不可欠です。支援方法の確認や、具体的な支援計画の作成は、これらの機関を含めた体制で実施することが重要です。

## 5 北九州市ヤングケアラー相談支援窓口について

令和4年5月より、ヤングケアラーの早期発見・支援を目的とした「北九州市ヤングケアラー相談支援窓口」（以下、相談支援窓口）を開設。相談支援窓口には、社会福祉士等の資格を有するコーディネーターを配置。

## 6 それぞれの機関における流れ（例）

### (1) 保育所等の場合

- ◆担任保育士が入所児童の様子などから、きょうだいがヤングケアラーではないかと気付く。



- ◆主任保育士、所長（園長）に相談し、所内でアセスメントを実施した結果、ヤングケアラーの可能性がある。



- ◆所長又は主任より相談支援窓口へ連絡する。（※1）  
※児童虐待が疑われる場合は、虐待としての対応（※2）を実施する。

### (2) 学校等の場合

- ◆担任、養護教諭等が、ヤングケアラーではないかと気付く。



- ◆状況に応じて、学校の虐待担当、教頭、SSW、区担当指導主事等等と協議し、校内でアセスメントを実施する。



- ◆学校内で当該児童に関する学校の担当者を決め、ヤングケアラーに該当すると判断した際は、担当者より区役所子ども・家庭相談コーナーへ連絡する。また、ヤングケアラーには該当しない場合でも、対象児童が相談を希望する場合等は窓口を案内する。（※1）

※児童虐待が疑われる場合は、虐待としての対応（※2）を実施する。

※相談支援窓口へ連絡後も、学校での見守り等継続して相談支援窓口と連携を行



う。

※子ども・家庭相談コーナーで再アセスメント後、要支援・要保護と判断されなかった場合は、学校及び相談支援窓口での見守りを継続する。

### (3) ケアマネジャー（介護関係）の場合

◆ケアマネジャーや地域包括支援センター職員が、訪問等の際に、アセスメントの結果、ヤングケアラーの可能性があり、支援が必要と思われる児童を発見する。

↓

◆ケアマネジャーや地域包括支援センター職員は情報収集の上、相談支援窓口へ連絡する。（※1）

※児童虐待が疑われる場合は、虐待としての対応（※2）を実施する。

### (4) 相談支援事業所（障害関係）の場合

◆支援員が、訪問等の際に、アセスメントの結果、ヤングケアラーの可能性があり、支援が必要と思われる児童を発見する。

↓

◆支援員は、情報収集の上、相談支援窓口へ連絡する。（※1）

※児童虐待が疑われる場合は、虐待としての対応（※2）を実施する。

### (5) その他関係機関

◆ヤングケアラーの可能性のある子どもを発見した場合は、相談支援窓口へ連絡する。（※1）

※児童虐待が疑われる場合は、虐待としての対応（※2）を実施する。

※1 相談支援窓口への連絡の際は、緊急性がある場合を除き、情報提供について子どもの同意を得る。子どもの意思を確認することなく、子どもからの相談内容を家族に伝えることは原則的にしない。

※2 虐待としての対応（いずれもすぐに対応する）

「比較的軽度な虐待行為」→区役所保健福祉課子ども・家庭相談コーナー

「一時保護が検討される重篤な虐待行為」→子ども総合センター

## 7 相談支援窓口、子ども・家庭相談コーナーの対応

### (1) 相談支援窓口の対応

◆子ども、保護者、親族、関係機関からの相談、連絡がある。

↓

◆子ども・保護者の場合：必要事項の聞き取り、アセスメントを実施する。

親族の場合は、可能な限り子ども（保護者）の同意を得ていただくよう依頼する。

◆関係機関が実施したアセスメントを参考に、再アセスメントを実施する。

（子ども（保護者）の同意の有無を確認する）

↓

◆児童虐待が疑われる場合は、虐待としての対応を実施する。

◆ヤングケアラーに該当する場合は、子ども・家庭相談コーナーへ情報提供する。

- ◆非該当の場合であっても、引き続き対応が必要な場合は、定期的に本人へ状況確認を継続。本人の見守り等について、本人の同意を得た上で学校との連携を行う。

(2) 子ども・家庭相談コーナーの対応

- ◆関係機関からヤングケアラーについての情報提供がある。  
(相談支援窓口開設後は、要支援以上の場合に情報提供がある)



- ◆関係機関が実施したアセスメントを参考に、更に情報収集の上再アセスメントを実施する。



- ◆要保護（主にネグレクト、心理的虐待等）、要支援に該当する場合は、要対協に登録し、継続して支援する。
- ◆再度のアセスメントが、非該当となった場合は、学校（必要に応じて相談支援窓口）へその旨連絡し、見守り継続を依頼する。

(参考)

「多機関・多職種連携によるヤングケアラー支援マニュアルへケアを担う子どもを地域で支えるために～」（抜粋）※厚生労働省令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

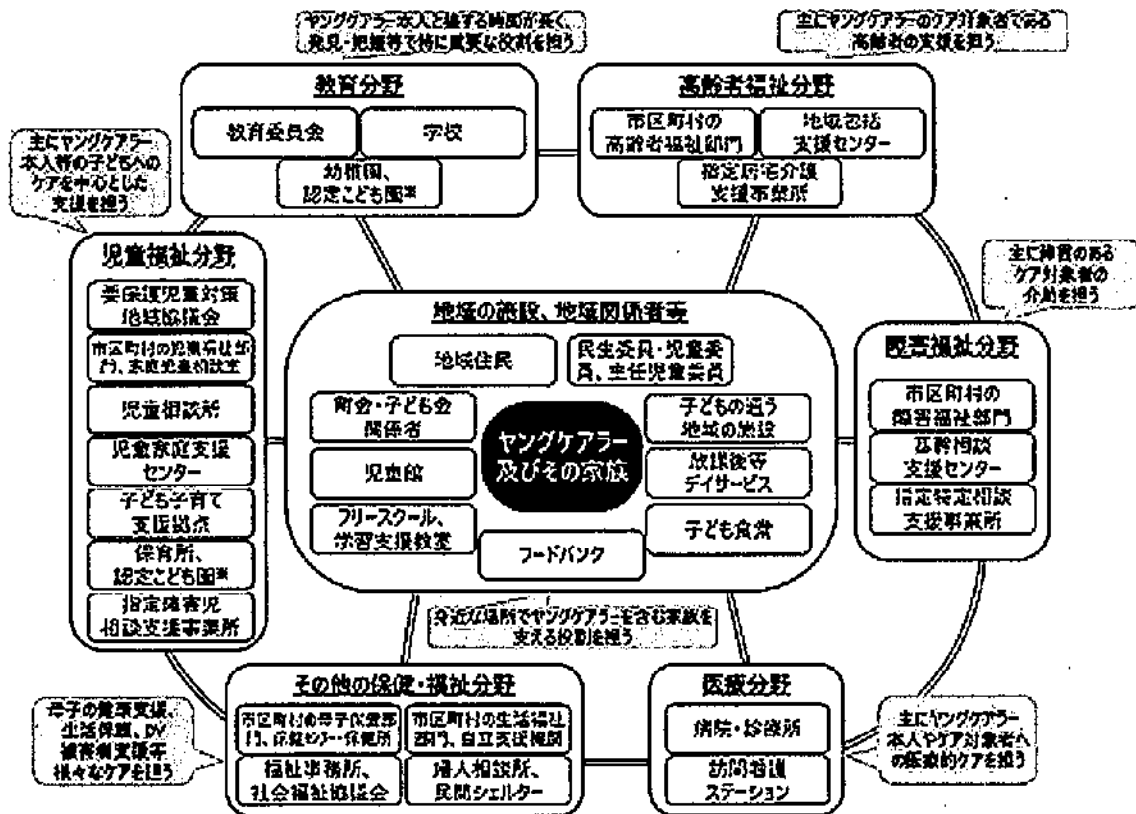
図表 8:ヤングケアラーではないか?と気づくきっかけの例

通番	分野(場所)等	きっかけの例
1	教育・保育 (学校、保育所等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の健康上に問題がなさそうだが欠席が多い、不登校である</li> <li>・遅刻や早退が多い</li> <li>・保健室で過ごしていることが多い</li> <li>・提出物が遅れがちになってきた</li> <li>・持ち物がそろわなくなってきた</li> <li>・しっかりしすぎている</li> <li>・優等生でいつも頑張っている</li> <li>・子ども同士よりも大人と話が合う</li> <li>・周囲の人に気を遣いすぎる</li> <li>・服装が乱れている</li> <li>・児童・生徒から相談がある</li> <li>・家庭訪問時や生活ノート等にケアをしていることが書かれている</li> <li>・保護者が授業参観や保護者面談に来ない</li> <li>・幼いきょうだいの送迎をしていることがある</li> </ul>
2	高齢者福祉 (高齢福祉事業所、地域包括支援センター、自宅等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある</li> <li>・日常の家事をしている姿を見かけることがある</li> </ul>
3	障害福祉 (障害福祉サービス事業所、基幹相談支援センター・相談支援事業所、自宅等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある</li> <li>・日常の家事をしている姿を見かけることがある</li> </ul>
4	生活保護、生活困窮 (福祉事務所、生活困窮者自立支援機関、自宅等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある (生活保護担当職員による対応時等)</li> <li>・家庭訪問時や来所相談時に常に傍にいる</li> </ul>
5	医療 (病院、診療所、自宅等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族の付き添いをしている姿を見かけることがある (平日に学校を休んで付き添いをしている場合等)</li> <li>・来院時の本人の身なりが整っていない、虫歯が多い</li> <li>・家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある(往診時等)</li> </ul>

通番	分野(場所)等	きっかけの例
6	地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校へ行っているべき時間に、学校以外で姿を見かけることがある</li> <li>毎日のようにスーパーで買い物をしている</li> <li>毎日のように洗濯物を干している</li> <li>自治会の集まり等、通常大人が参加する場に子どもだけで参加している</li> <li>民生委員・児童委員による訪問時にケアの状況を把握する</li> <li>子ども食堂での様子に気になる点がある</li> </ul>
7	就労(勤務先等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活のために(家庭の事情により)就職している</li> <li>生活のために(家庭の事情により)アルバイトをしている</li> </ul>
8	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>家族の介護・介助をしている姿を見かけることがある(保健師による家庭訪問時、物資支援時等)</li> <li>ごみ問題の発生</li> <li>家賃不払いにより自宅を退去</li> <li>子どもが親の通訳をしている</li> <li>教育支援センター(適応指導教室)で児童・生徒から家族のケアに関する相談がある</li> <li>児童家庭支援センター等において、家族のケアを行う子どもに関する相談がある</li> </ul>

下線部分は三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究報告(令和2年)」のアセスメントシートからの引用。その他は本事業におけるアンケート調査結果及び本事業の有識者委員の助言をもとに作成。

図表 13: ヤングケアラー及びその家族を支える関係機関



※認定こども園は4施設あり、図表によって異なる分野がある

本事業の有識者委員の助言をもとに作成。

「ヤングケアラー」早期発見のためのアセスメントシート

児童氏名	生年月日	所属 (担当 電話 )
<b>① 健康に生きる権利</b> <input type="checkbox"/> ★病院に通院・受診できない、服薬できていない <input type="checkbox"/> ★精神的な不安定さがある <input type="checkbox"/> ★給食時に過食傾向がみられる (何度もおかわりする) (その他の気になる点) <input type="checkbox"/> 表情が乏しい <input type="checkbox"/> 家族に関する不安や悩みを口にしていない <input type="checkbox"/> 将来に対する不安や悩みを口にしていない <input type="checkbox"/> 極端に痩せている、痩せてきた <input type="checkbox"/> 極端に太っている、太ってきた <input type="checkbox"/> 生活リズムが整っていない <input type="checkbox"/> 身だしなみが整っていない (季節に合わない) <input type="checkbox"/> 予防接種を受けていない <input type="checkbox"/> 虫歯が多い		<b>① 家族構成 (同居している家族)</b> 母親 <input type="checkbox"/> 父親 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> きょうだい ( ) 人 その他 ( )
<b>② 教育を受ける権利</b> <input type="checkbox"/> ★欠席が多い、不登校 <input type="checkbox"/> ★遅刻や早退が多い <input type="checkbox"/> ★保健室で過ごすことが多い <input type="checkbox"/> ★学校に在籍しているが、学校以外で姿を見かける (その他の気になる点) <input type="checkbox"/> 授業中の集中力が欠けている、居眠りが多い <input type="checkbox"/> 学力が低下している <input type="checkbox"/> 宿題や持ち物の忘れ物が多い <input type="checkbox"/> 保護者の承諾が必要な提出物の遅れ、忘れが多い <input type="checkbox"/> 学校 (部活) に必要なものを用意してもらえない <input type="checkbox"/> お弁当を持ってこない、コンビニ等で買った昼食が多い <input type="checkbox"/> 部活に入っていない、休みが多い <input type="checkbox"/> 修学旅行や宿泊行事等を欠席する <input type="checkbox"/> 校納金が遅れる、未払い <input type="checkbox"/> クラスで一人であることが多い <input type="checkbox"/> 高校に在籍していない		<b>② サポートが必要な家族の有無とその状況</b> 特になし <input type="checkbox"/> 高齢 <input type="checkbox"/> 幼いきょうだいが多い <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 親が多忙 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 経済的に苦しい <input type="checkbox"/> 精神疾患 (疑い) <input type="checkbox"/> 生活能力・養育力が低い <input type="checkbox"/> 日本語が不自由 <input type="checkbox"/> その他 ( )
<b>③ 子どもらしく過ごせる権利</b> <input type="checkbox"/> ★幼稚園や保育園に通園していない <input type="checkbox"/> ★生活のために (家庭の事情により) 就職している <input type="checkbox"/> ★生活のためにアルバイトをしている <input type="checkbox"/> ★家族の介助をしている姿を見かける <input type="checkbox"/> ★家族の付添えをしている姿を見かける <input type="checkbox"/> ★幼いきょうだいの送迎をしている姿を見かける (その他の気になる点) <input type="checkbox"/> 子どもだけの姿をよく見かける <input type="checkbox"/> 年齢と比べて情緒的成熟度が高い <input type="checkbox"/> 友達と遊んでいる姿をあまり見かけない		<b>③ 子どもが行っているサポートの内容</b> 特になし <input type="checkbox"/> 身体的な介護 <input type="checkbox"/> 生活費の援助 <input type="checkbox"/> 情緒的な支援 <input type="checkbox"/> 通院や外出時の同行 <input type="checkbox"/> きょうだいの世話 <input type="checkbox"/> 金銭管理や事務手続き <input type="checkbox"/> 家事 <input type="checkbox"/> 服薬管理・投与 <input type="checkbox"/> 通訳 (日本語・手話) <input type="checkbox"/> その他 ( )
…相談支援窓口、子ども・家庭相談コーナー連絡の目安… <b>2 ②サポートが必要な家族があり、2 ③子どもがサポートを行っている場合で、</b> ・ 2つ以上の権利に★がある。 例) 1 ①健康に生きる権利で1つ、1 ②教育を受ける権利で1つ ・ 上記には該当しないが、総合的に判断して支援が必要 例) 1 ①健康に生きる権利で★2つ、1 ②教育を受ける権利で★以外のチェックが複数 ・ 児童虐待が疑われる場合は、直ちに通告してください。		<b>③ 子どもがサポートしている相手</b> 母親 <input type="checkbox"/> 父親 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> きょうだい <input type="checkbox"/> 家族全体 <input type="checkbox"/> その他 ( )
※ 該当箇所をチェックを入れる ※ 厚生労働省「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシートを参考に作成 ※ 情緒的な支援とは、精神疾患や依存症などの家族の感情的なサポートの他、自殺企図などの話を聞かされるなど、子どもにとって過大な負担になることなどを含む		<b>④ 子どもがサポートに費やしている時間</b> 平日: 1日 時間程度 休日: 1日 時間程度
2 ②サポートが必要な家族があり、2 ③子どもがサポートを行っている場合で、		<b>④ 家庭内に子ども本人以外にサポートする人がいるか</b> いる (誰: ) いない
2 ②サポートが必要な家族があり、2 ③子どもがサポートを行っている場合で、		<b>④ 子ども自身のヤングケアラーであることへの認識</b> 認識有 <input type="checkbox"/> 認識無 <input type="checkbox"/>
2 ②サポートが必要な家族があり、2 ③子どもがサポートを行っている場合で、		<b>④ 家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか</b> 話せている (誰に: ) 話せていない
2 ②サポートが必要な家族があり、2 ③子どもがサポートを行っている場合で、		<b>④ 子ども本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか</b> いる (誰: ) いない
2 ②サポートが必要な家族があり、2 ③子どもがサポートを行っている場合で、		<b>④ 子ども本人の想い・希望</b>

※ 該当箇所をチェックを入れる ※ 厚生労働省「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシートを参考に作成  
 ※ 情緒的な支援とは、精神疾患や依存症などの家族の感情的なサポートの他、自殺企図などの話を聞かされるなど、子どもにとって過大な負担になることなどを含む